

第4章 法律情報

以下、サービス全般、サービスを支える体制、他機関等との連携、サービスを継続していくまでの課題について述べる。つぎに、実施していない図書館および都道府県立図書館による研修について述べていく。

1 サービス全般

ここでは、まず、提供しているサービスについて述べる。続いて、コーナーを設置している場合、その利用状況、および資料リスト等を作成している場合、そのテーマについて整理する。そして、サービス実施に対する反響と特定名称の付与（付与している場合はその時期）の状況をまとめることとする。

(1) 実施サービス

まず、法律情報関連サービスを構成すると考えられる各種サービスの実施状況について尋ねた。
(図 4.1, 4.2)

いずれかのサービスを実施していたのは都道府県立図書館では 44 館（実施率 93.6%）で、実施館 1 館あたりでは 3.5 のサービスを提供している。実施率はビジネス情報、健康・医療情報とほぼ等しいが、提供サービス数はビジネス支援に及ばない。市区町村立図書館では 370 館（実施率 28.9%）であり、同じく 1.5 のサービスを実施している。こちらの実施率は 4 つのサービスの中でも顕著に少なく、提供サービス数も最も少ない。

実施サービスは、都道府県立図書館では「オンラインデータベースを提供している」が最も多かった。これはビジネス情報と同様であるが、健康・医療情報とは異なる。続いて「資料リスト、パスファインダー、リンク集を提供している」が多い。「特別のコーナーを設けている」は相対的に少ない。「どれもやっていない」は 3 館であり、少ない。

市区町村立図書館で、最も多いのは「どれもやっていない」であり、今回調査した 4 つのサービスの中でも最も多い。実施しているもののうち、多かったのは都道府県立図書館同様「オンラインデータベースを提供している」である。続いて「関係機関の利用案内、イベント情報等を提供している」である。ビジネス情報等で多かった「関連資料を他分野より積極的に収集している」「特別のコーナーを設けている」は相対的に少ない。

「その他」として、以下のような具体的なサービスの様子が挙げられていた。

- ・LexisNexis、D1-Law.com、官報検索を導入し、法律情報関連データベースとして位置づけている。
- 中央・駅南の 2 館では、レファレンス窓口を別に設けて、法律情報関連のレファレンスも受けている。
- ・コーナーには貸出用図書のほか、配布用のチラシ・冊子を置いている。定期的にテーマ展示を行っている。

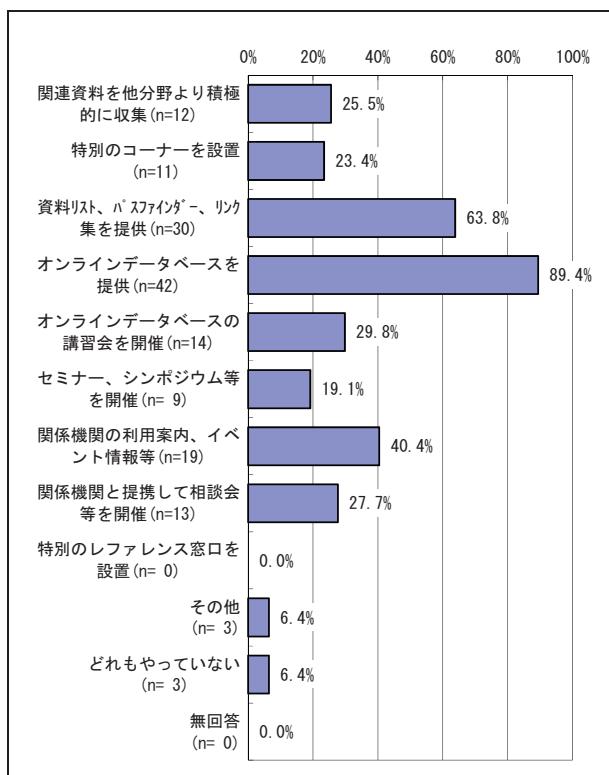


図 4.1 実施サービス（都道府県）

調査対象数 47 (複数回答可)

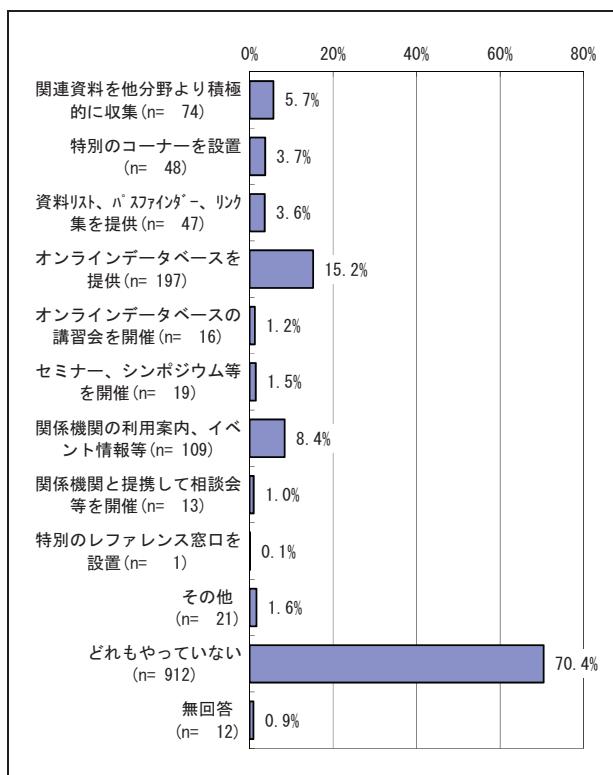


図 4.2 実施サービス（市区町村）

調査対象数 1295 (複数回答可)

(2) コーナーの利用状況

(1)の設問で「特別のコーナーを設けている」と回答した図書館に、その利用状況を尋ねた。

都道府県立図書館ではコーナーを設置しているところはビジネス情報、健康・医療情報と比較すると最も少ないが、利用状況はそれらと同様であった（図 4.3）。市区町村立図書館でもコーナー設置は他の 2 サービスと比較すると最も少ないが、比較的利用されているところが多い（図 4.4）。

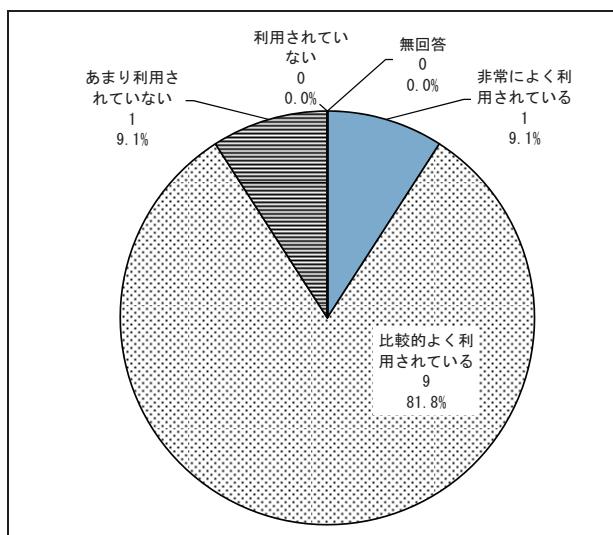


図 4.3 コーナーの利用状況（都道府県） n=11

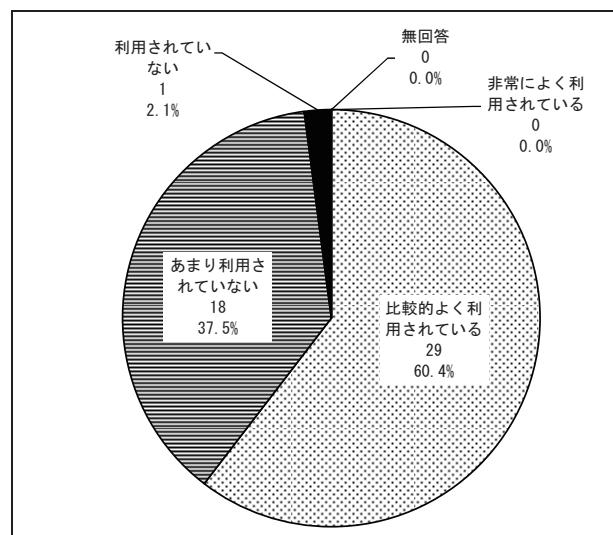


図 4.4 コーナーの利用状況（市区町村） n=48

(3) 資料リスト・パスファインダー・リンク集のテーマ

(1)の設問で「資料リスト、パスファインダー、リンク集を提供している」と回答した図書館に対し、それらのテーマを尋ねた。

都道府県立図書館では「法令を調べるための資料紹介」「判例を調べるための資料紹介」が多かった（図4.5）。他に「相続・遺言に関すること」「交通事故に関すること」も比較的多かった。平均して3.5件のテーマを扱っている。

市区町村立図書館でも都道府県立図書館と同様、「法令を調べるための資料紹介」「判例を調べるための資料紹介」が多い（図4.6）。続いて「相続・遺言に関すること」「労働問題・労働災害に関すること」が続いている。1館あたり平均して2.6件のテーマを扱っている。

「その他」としては、身近な法律、年金、多重債務、成年後見、消費者問題、詐欺、いじめ、ストーカーなど多様なテーマが見られた。中には、「犯罪被害者について考える」や「通達の調べ方」など、時宜を得たテーマや専門性の高いテーマも見られた。

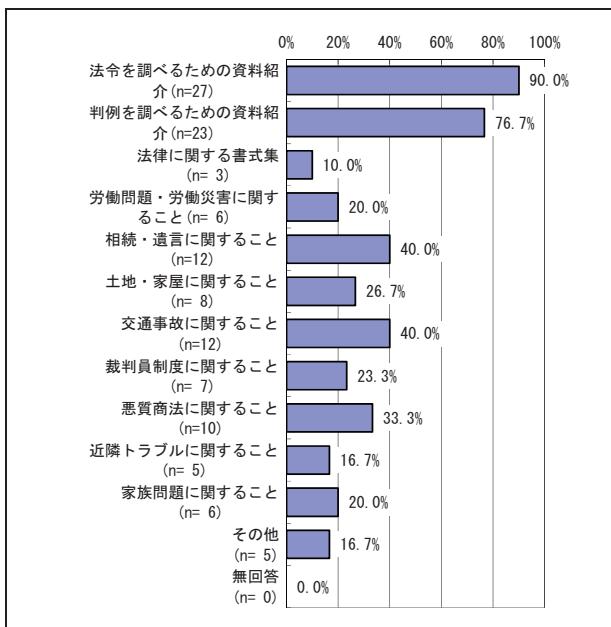


図4.5 資料リスト・パスファインダー・リンク集のテーマ（都道府県）
調査対象数30（複数回答可）

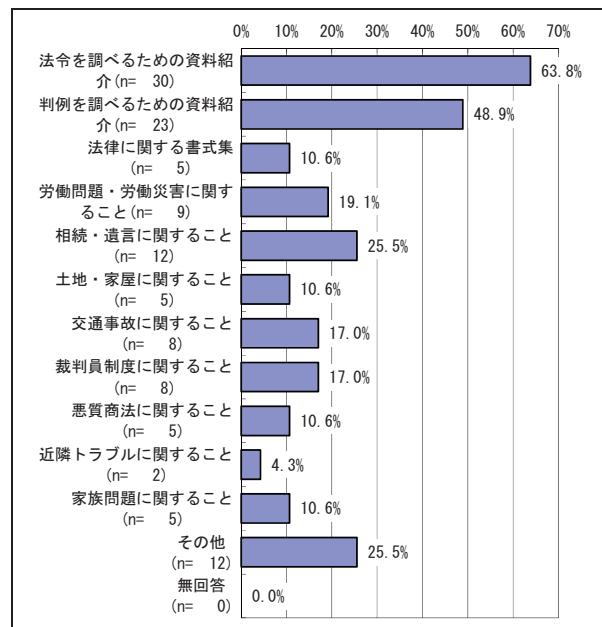


図4.6 資料リスト・パスファインダー・リンク集のテーマ（市区町村）
調査対象数93（複数回答可）

(4) 反響

法律情報関連のサービス実施に対する反響を自由記述式で尋ねた。

都道府県立図書館では、データベースの利用が多いこと、その評判がよいことが多く挙げられている。また、法律相談会の利用が多く好評であることも挙げられている。代表的なものを列挙すると以下のとおりである。

（都道府県立図書館の例）

- 一般利用者には法情報のデータベースがよく利用されており、講習会を開催することで、データベースに対する需要や興味を呼び起こすきっかけとなっている。図書館を利用していなかった人にも、セミナー等の開催を通じて図書館サービスをアピールできる。また、庁内からもデータベースを利用する内容のレファレンスが、部局に関わりなくある。
- 相談会は行政書士会、司法書士会、法テラスなどと共に開催している。「場」としての図書館が認知されており、先方からの申込が大半である。相談会のアンケートの結果でも、図書館での開催に肯定的である。
- 法律無料相談会は、定員が直ぐに埋まってしまうほど好評で、会場が図書館のため敷居が低く感

じられ利用しやすいようである。

また、資料を蓄積することの強み（「利用者より、古くからの関連雑誌があるので助かったと反響があった」）やレファレンスサービスがあることの強み（「また、レファレンスと合わせて、専門家による相談会があるのが好評である」）といった図書館サービスと絡めた意見も見られた。

市区町村立図書館でもデータベースの利用についての反響が多く挙げられている。また、法律情報関連のサービスを行うことで関連のレファレンス質問が増えていることも挙げられている。さらに、関連機関と連携して相続、遺言、裁判員制度、成年後見制度などの講演会、講座を開催したところ多くの参加者があったという意見も見られる。具体的には以下のようなものである。

（市区町村立図書館の例）

- ・オンラインデータベース（法情報総合データベース D1-Law.com）は利用される方もあり、講習会を開催すると毎回一定数の参加希望者もあるため、サービスとしては活用されていると考えている。
- ・行政書士による無料相談会を実施（毎月1回）。相談者が0人という回はほとんどない。
- ・相続や遺言に関する講座を開催したところ多くの参加者があった。

サービスを提供することにより新たなニーズが寄せられるようになったという事例もあった。

- ・利用者からレファレンスや資料要求が寄せられるようになった。
- ・専門機関に相談したいがどこにすれば、いつすればよいのかの相談があり、まずは市の相談窓口を紹介した。

図書館によってはセミナーとデータベース講習会をセットにして実施するなど工夫をしているところも見られる。

- ・セミナーの内容は前半が弁護士による相続と法についての講座、後半が法令データベースの使い方講座であった。参加者は25名で終了後のアンケートでは「大変良かった」「良かった」を合わせると84%となり好評であった。

さらに図書館の中には自治体法務を支援する機関と認知されるようになっている館もある。以下のような例の他、判例の情報、官報、新法旧法の比較等の照会事例が挙げられていた。

- ・（府内）他課の職員や議会図書室から、業務上必要な調査の依頼が寄せられるようになった。一度利用されたところから繰り返し依頼が来ることから、好評を得ていると思われる。

（5）名称付与

サービスに特定の名称をつけているかどうか尋ねた。都道府県立図書館、市区町村立図書館とともに、ついているところは少数であり、つけていないところが圧倒的に多かった（図4.7, 4.8）。とともに、今回調査したサービスの中で特定名称をつけていないところが最も多い。

ついている場合の名称としては「法律」「法」「法令」などに「情報」「コーナー」などを組み合わせたところが多いが、他に「生活」「暮らし」なども見られる。複合型のサービスの一つとして実施されていることが伺える。

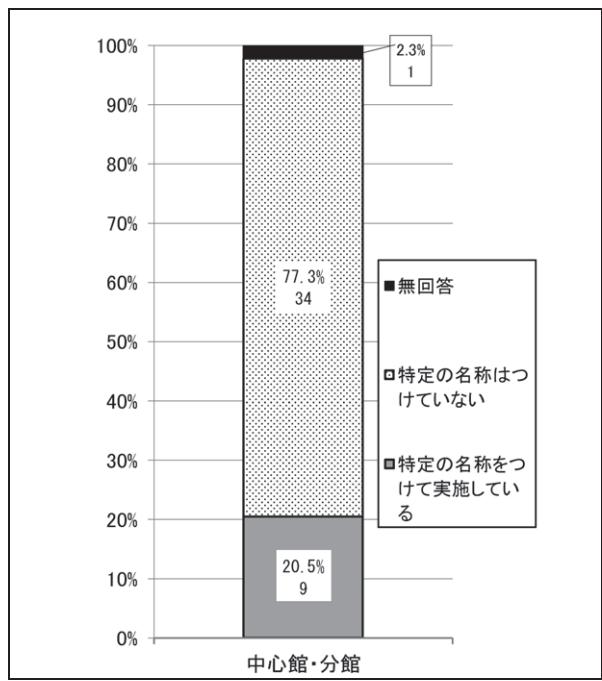


図 4.7 名称付与(都道府県) n=44

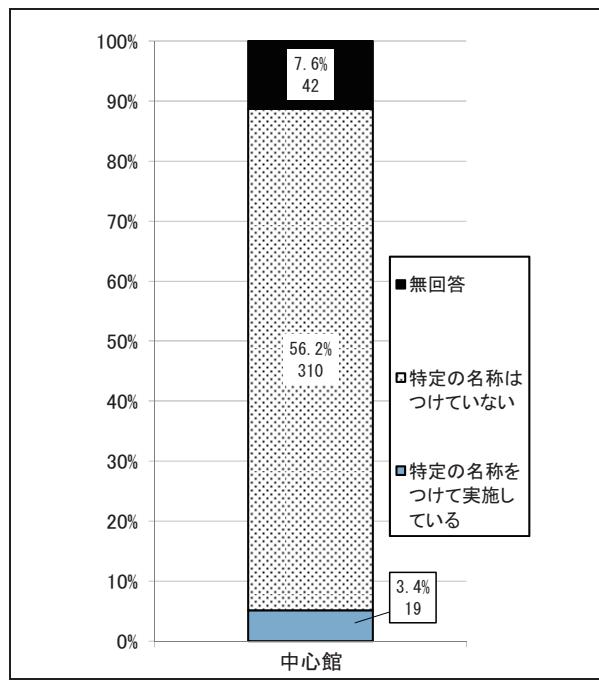
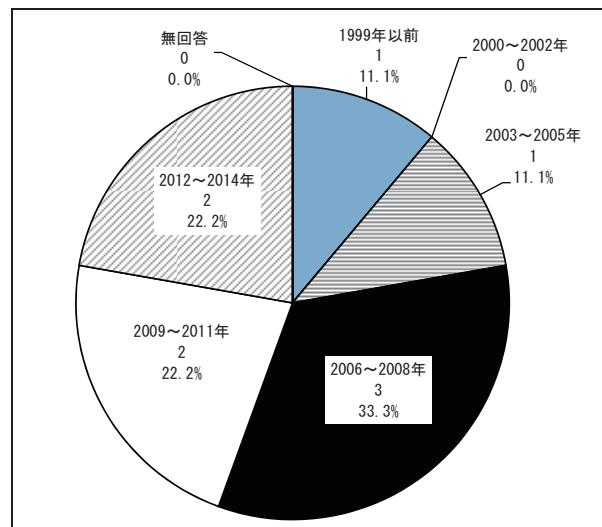
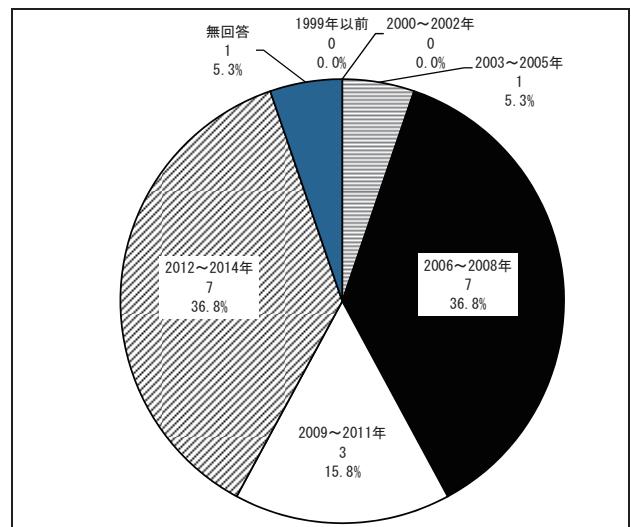


図 4.8 名称付与(市区町村) n=383

(6) 名称をつけて開始した時期

名称をつけてサービスを開始した時期について尋ねた。都道府県立図書館では、特定の時期への集中は見られなかった(図4.9)。市区町村立図書館では、2012年～2014年、2006年～2008年、2009年～2011年に開始しているところがほとんどである(図4.10)。市区町村立図書館では比較的最近、普及が始まったといえそうである。

図 4.9 名称をつけて開始した時期 (都道府県)
n=9図 4.10 名称をつけて開始した時期 (市区町村)
n=19

(7) 名称付与による影響

つぎにサービスの名称をついたことによって、起きた変化を尋ねた。都道府県立図書館では、「広報に役だった」「利用者のサービスに対する認知度が上がった」「職員全体が取り組みの意識を共有できた」が多かった(図4.11)。市区町村立図書館も同様の傾向だったが、「利用者のサービスに対する認知度が上がった」が最も多く「予算要求に役立った」が少なかった(図4.12)。「その他」

は「開館時から実施しているので従来との比較ができない」とのことだった。

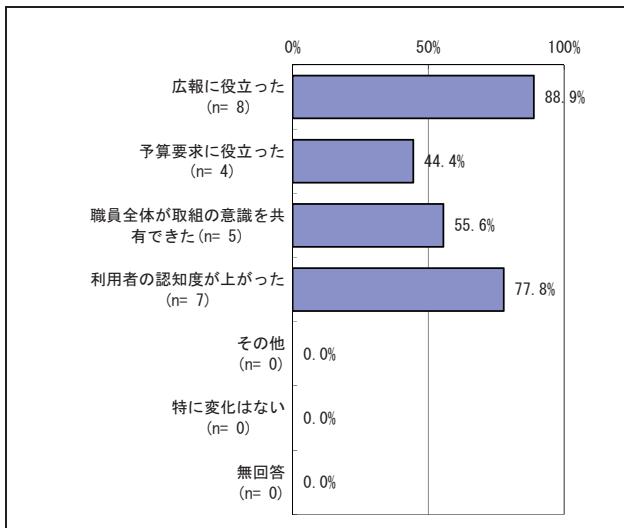


図 4.11 名称付与による影響（都道府県）
調査対象数 9（複数回答可）

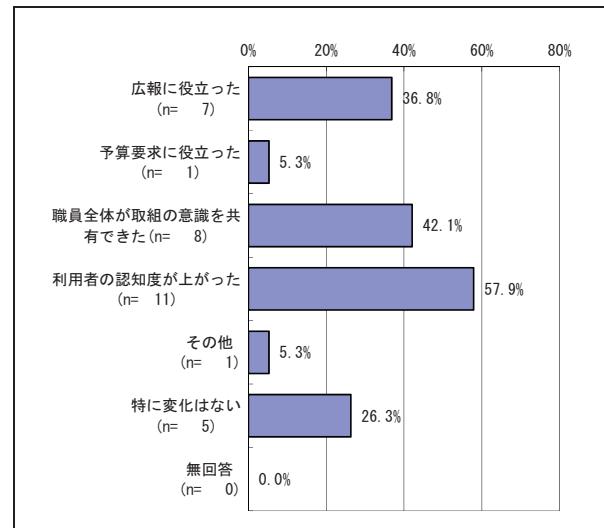


図 4.12 名称付与による影響（市区町村）
調査対象数 19（複数回答可）

2 サービスを支える体制

ここではサービスを支える体制について述べていく。まず担当している職員数について整理する。つぎに、サービスを支えるために行っている図書館全体の取り組み、および職員にしぼってその能力向上に関わる取り組みについてまとめる。さらに、府内・住民に対する広報の実施状況についても述べる。

(1) 担当職員数

事務分掌や業務分担等で、法律情報関連のサービスを担当する職員数を尋ねた（表 4.1）。都道府県立図書館では、担当職員数 1 名と無回答がほぼ同数であった。市区町村立図書館では無回答が最も多く、1 名、2 名と続く。無回答は、「事務分掌」や「業務分担」に担当者を定めていないケースと考えられる。この場合、サービスとしての発展性、継続性が十分に保障されない可能性がある。

表4.1 担当職員数

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1名	12	27.3%	118	31.8%
2名	7	15.9%	47	12.7%
3名	3	6.8%	22	5.9%
4名	3	6.8%	15	4.0%
5名	2	4.5%	8	2.2%
6名	2	4.5%	13	3.5%
7名	0	0.0%	4	1.1%
8名	1	2.3%	2	0.5%
9名	1	2.3%	1	0.3%
10名以上	2	4.5%	9	2.4%
無回答	11	25.0%	132	35.6%
合計	44	100%	371	100%

(2) サービスを支えるために行っている取組

サービスを支えるために行っている取り組みについて尋ねた。都道府県立図書館では「特になし」が最も多く、続いて「研修の実施等職員の能力向上を図っている」「資料収集のための担当者がいる」が多い（図 4.13）。市区町村立図書館についても同様で「特になし」が最も多く、続いて「研修の実施等職員の能力向上を図っている」「資料収集のための担当者がいる」である（図 4.14）。「その他」としては、オンラインデータベース契約のための特別の予算確保や、法改正に合わせた新鮮な図書の購入、利用者のニーズに合う適切な図書の購入などが挙げられていた。

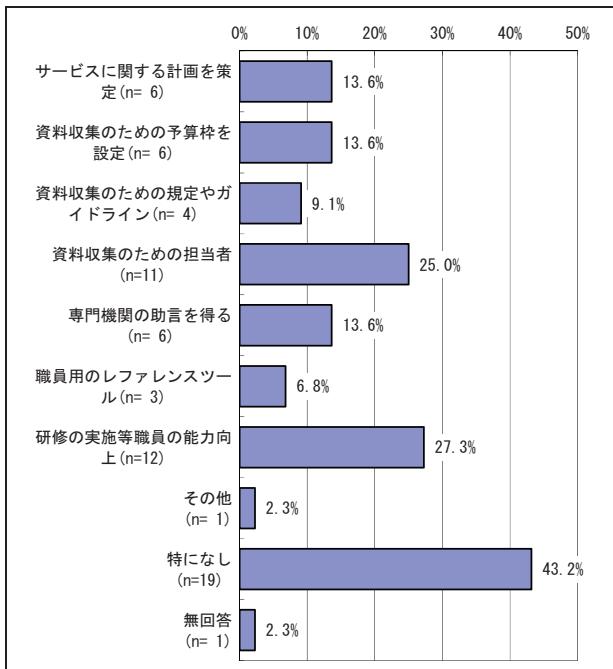


図 4.13 サービスを支えるための取組（都道府県）

調査対象数 44（複数回答可）

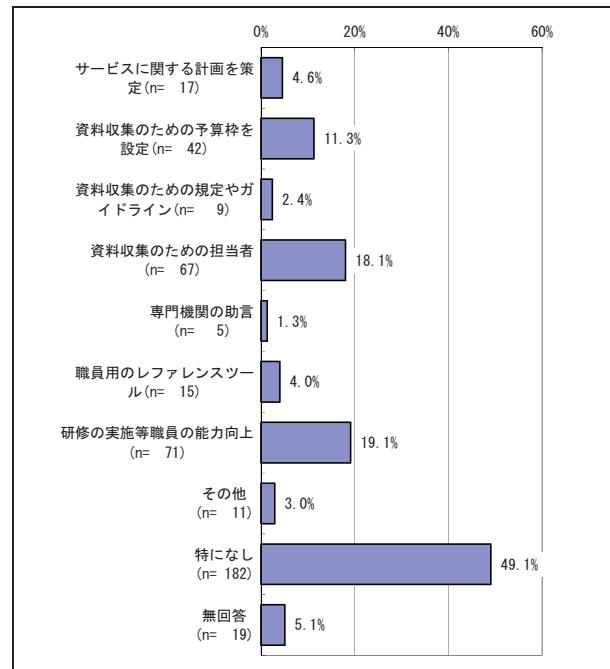


図 4.14 サービスを支えるための取組（市区町村）

調査対象数 383（複数回答可）

(3) 職員の能力向上のための取組

職員の能力向上のために行っていることを尋ねた。都道府県立図書館では「外部の機関から講師（専門家）を招いた研修」が多い（図 4.15）。市区町村立図書館では、「都道府県立図書館が主催する研修への参加」が圧倒的に多い（図 4.16）。続いて「外部の機関から講師（専門家）を招いた研修」「イ、ウ以外の図書館関係外部団体・機関が開催する研修への参加」が多い。「その他」として、法テラスセミナーや関連の連絡会等への職員派遣などが見られた。

法律情報サービスは、経験の浅い職員が多いためか、図書館関係者以外の専門家を招いて、研修会等を開催する傾向が強いようである。

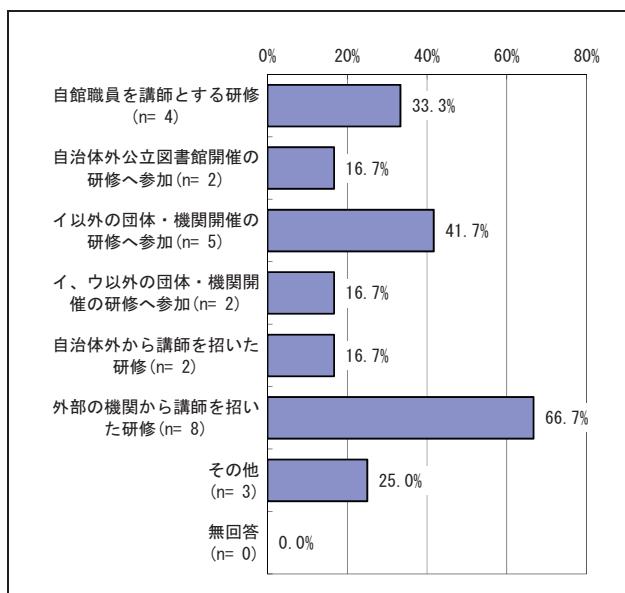


図 4.15 職員能力の向上のための取組（都道府県）

調査対象数 12 (複数回答可)

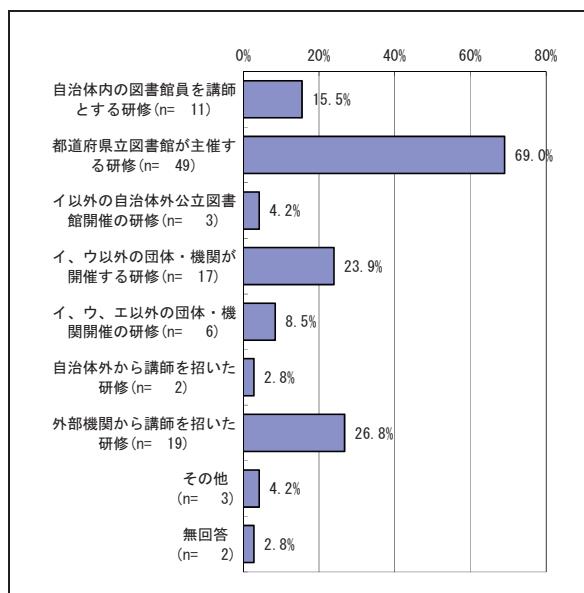


図 4.16 職員能力の向上のための取組（市区町村）

調査対象数 71 (複数回答可)

(4) 庁内に対する広報

庁内（自治体内の行政機関等）に対する広報について尋ねた。

都道府県立図書館では、「特に広報はしていない」「自治体職員専用ウェブサイト（庁内ネットワーク）等でのPR」の順番である（図 4.17）。今回調査した4つのサービスの中で、最も広報に消極的である。

市区町村では、「特に広報はしていない」が圧倒的に多く、続いて「自治体職員専用ウェブサイト（庁内ネットワーク）等でのPR」「各職員への口コミ等」「チラシ、リーフレット、ポスター等の配付」の順番となっている（図 4.18）。これらはほぼビジネス情報、健康・医療情報と同様の傾向である。

「その他」としては、庁内電子掲示板や庁内向けホームページが挙げられていた。

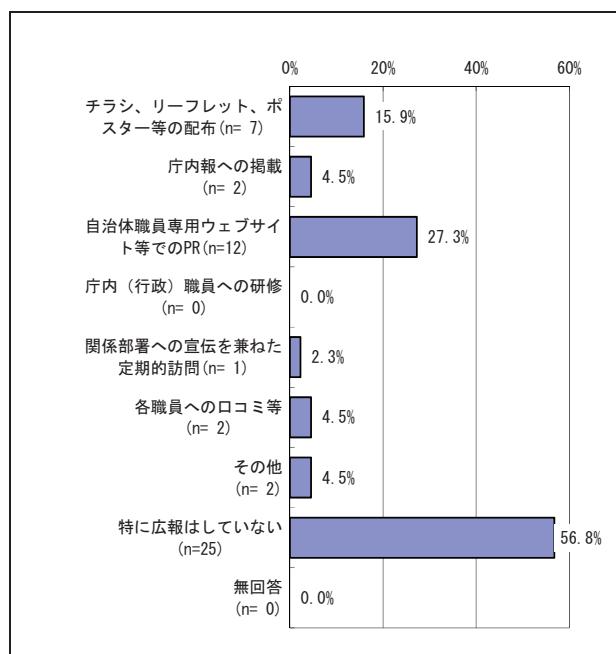


図 4.17 庁内に対する広報（都道府県）

調査対象数 44 (複数回答可)

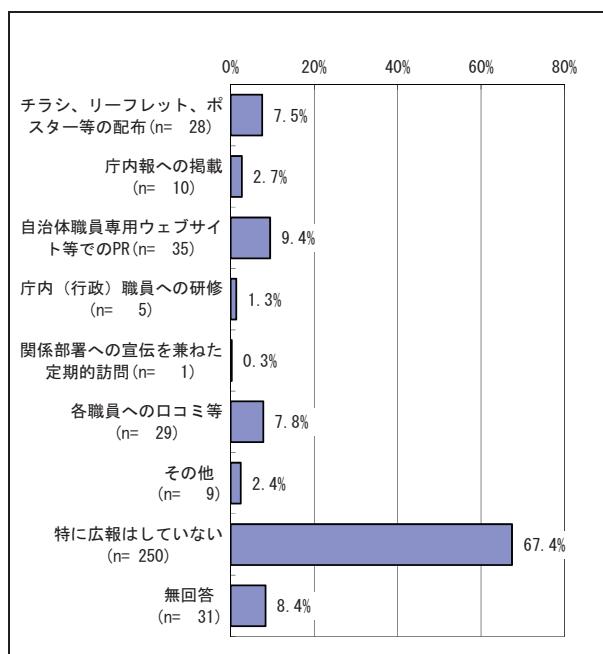


図 4.18 庁内に対する広報（市区町村）

調査対象数 383 (複数回答可)

(5) 住民に対する広報

住民に対する広報については、以下のとおりである。なお、「記入要領」では利用案内等にサービス実施について書いているような場合は含めないと明示している。

都道府県立図書館に関しては、「図書館ウェブページ等ウェブサイトでのPR」「館内掲示」がほぼ同数で多い（図4.19）。ビジネス情報、健康・医療情報と同様の傾向である。

市区町村立図書館に関しても、「図書館ウェブページ等ウェブサイトでのPR」「館内掲示」が多いが、こちらも概ねビジネス情報、健康・医療情報と同様である（図4.20）。

その他としては、図書館だより、ケーブルテレビなどが見られた。また、他の機関と連携して事業を実施する場合、連携機関のウェブページで広報することなども行われていた。

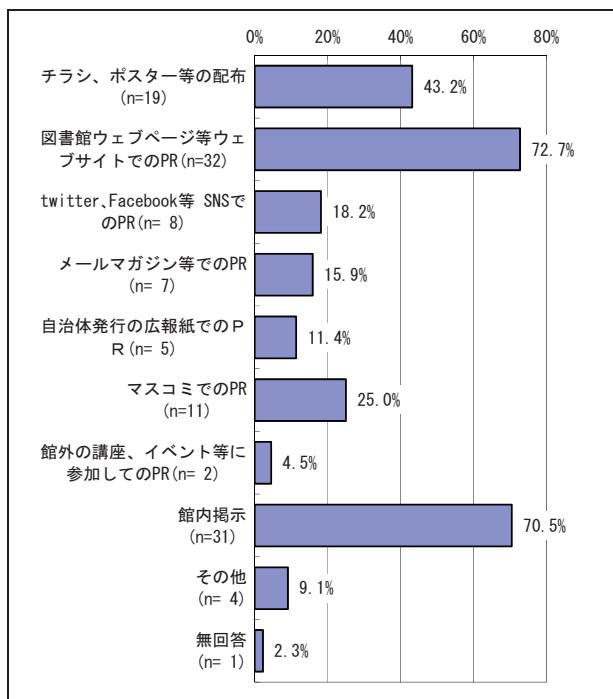


図4.19 住民に対する広報（都道府県）

調査対象数 44（複数回答可）

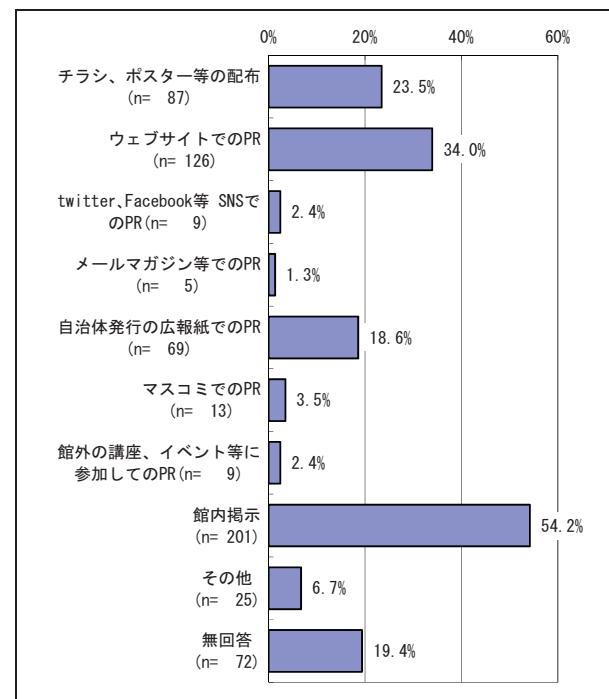


図4.20 住民に対する広報（市区町村）

調査対象数 383（複数回答可）

3 他機関等との連携

課題解決支援サービスにおいて、他機関との連携は重要である。ここでは、まず、府内および民間団体との連携の状況をまとめた。また、視察に行った図書館について整理をする。さらに助言を受けた専門家・団体について述べる。

(1) 府内との連携事業

まず、府内の他部局と連携して行った事業について尋ねた。「記入要領」では「自治体消費生活センター、都市整備部不動産業課」を例として挙げておいた。

都道府県立図書館からは5館（6件）、市区町村立図書館からは14館（16件）の回答があった。はじめに連携相手となった他部局であるが、都道府県立図書館については、県の消費生活センターや関連の部局（県民活動課、こども家庭課等）との連携が多い。市区町村立図書館についても府内

の関連部局（企画課、生活課、広報広聴課等）、消費生活センター、法テラスとの連携が多い¹。他には、産業振興課、商工課などが比較的多く見られる。

連携する事業として多いのは、消費生活に関わるセミナーや講座などで、具体的には架空請求等の犯罪被害を扱ったものや、人権に関わる企画（「守ろう！女性の人権」等の展示）などが見られる。形式としては、セミナー、講座などが最も多く、相談会や特集コーナー設置もみられる。例として以下のようなものが挙げられていた。

（都道府県立図書館の例）

- ・多重債務啓発パネル展
- ・架空請求・悪徳商法の現状や被害にあわないためのポイントを、実演を交えて説明する講座の実施
- ・資料展示「犯罪被害について考えてみませんか」及び関連企画として法律講演会

（市区町村立図書館の例）

- ・消費生活講座「相続と遺産」開催
- ・共催により人権・DV資料の特集コーナー設置

（2）民間団体との連携

民間団体との連携について尋ねた。回答は都道府県立図書館からは17館(28件)、市区町村立図書館からは26館(30件)あった。ここでは都道府県立図書館と市区町村立図書館を合わせて述べる。まず連携先としては、行政書士会、司法書士会、法テラスなどが目立つ。また、第一法規株式会社（以下「第一法規」という）との連携も多い。他には地方法務局も見られる。

連携する事業としては、図書館を会場にした相談会および講座、講演会が多い。相談会の多くは無料法律相談会である。テーマとしては相続・遺言、成年後見制度、暮らしの法律問題などが見られる。また、データベース講習会も第一法規と連携して開催されている。

中には、多様な関係者が一同に会した相談会を開催しているところもあり（「図書館を会場として、弁護士、司法書士、保健師、ハローワーク職員等が一同に会したワンストップ型相談会の開催」）、注目される。

（都道府県立図書館の例）

- ・相続・遺言、成年後見、借金整理など法律に関する事項全般に関する「法律相談」を図書館で実施
- ・法律セミナー（相続、悪徳商法等）を開催（会場：図書館）
- ・図書館を会場として、人権擁護委員の日 人権特設相談会の開催

（市区町村立図書館の例）

- ・図書館を会場にして、裁判員制度に関する講演会の実施
- ・図書館を会場として、「悪質商法から身を守る消費者問題防止講座」の開催
- ・暮らしのお役立ち講座@図書館「相続・遺言・成年後見制度」

¹ 「法テラス」の正式名称は「日本司法支援センター」。総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従う。設置運営に最高裁判所が関与する法人である。「その他」の回答では、府内および民間団体の両方に回答がみられるが、そのまま分析した。

(3) 観察に行った図書館

サービスを実施する上で参考にした図書館について尋ねた。都道府県立図書館では3館が8館、市区町村立図書館では17館が29館を観察に行っている。

ここでは都道府県立図書館の観察先が少ないため、市区町村立図書館も合わせて検討する。多く挙げられた図書館は、鳥取県立図書館、東京都立中央図書館、横浜市立図書館であった。

(4) 助言を受けた専門家・団体

助言を受けた専門家・団体について尋ねたところ、6都道府県立図書館が12人・機関、14の市区町村立図書館が16人・機関を挙げた。法律情報に関しては、専門家の名前があまり多く挙げられなかった。団体で目立つのは第一法規および地域の法テラスである。行政書士会、司法書士会も挙げられている。

4 サービスを継続していく上での課題

ここでは、サービスを継続していく上での課題について、まず職員を中心に整理し、つぎに図書館の体制全体についてまとめる。

(1) 職員に関する課題

職員に関する課題について尋ねた。都道府県立図書館では、「職員が専門的知識を十分持っていない」「ノウハウやスキル等が継承されていない」「職員が研修に十分参加できない」の順番である(図4.21)。概ね、ビジネス情報、健康・医療情報、行政支援と同様の傾向である。

市区町村立図書館でも、「職員が専門的知識を十分持っていない」「職員が研修に十分参加できない」「ノウハウやスキル等が継承されていない」が同様に多く挙げられ、特に「職員が専門的知識を十分持っていない」が多く挙げられていた(図4.22)。

「その他」について、都道府県立図書館からは回答はなく、市区町村立図書館では7館の回答があった。そこでは人員不足が比較的多く挙げられていた。

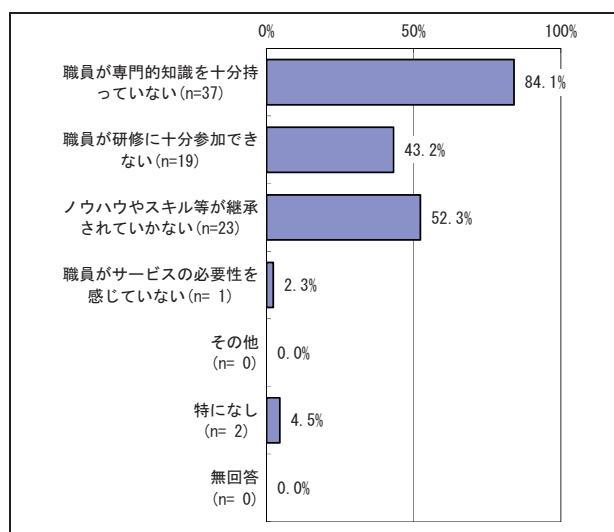


図4.21 職員に関する課題（都道府県）

調査対象数44（複数回答可）

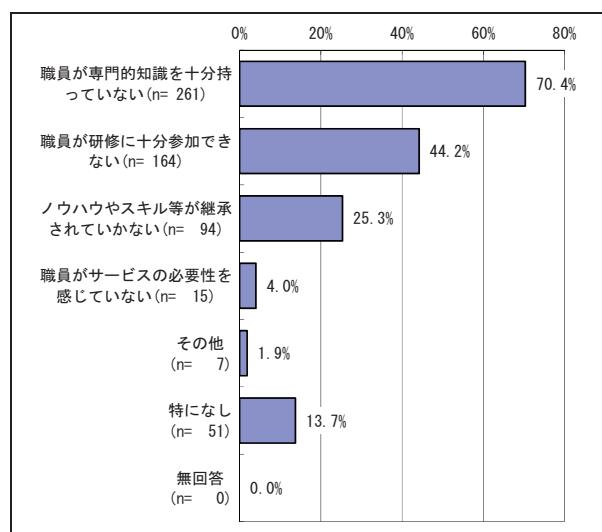


図4.22 職員に関する課題（市区町村）

調査対象数383（複数回答可）

(2) 図書館の体制に関する課題

図書館の体制に関する課題について尋ねた。都道府県立図書館では、「職員が不足している」「予算が不足している」「住民へのPRが不足している」「資料が不足している」「施設・設備等サービスを提供する環境に制約がある」などが多く挙げられている（図4.23）。この傾向は、ビジネス情報、健康・医療情報、行政支援とも共通している。市区町村立図書館でもほぼ同様の傾向が見られたが、特に「職員が不足している」が多く挙げられていた（図4.24）。

「その他」としては、選択肢と重複する回答が多かったが、中には以下のようにすべての選択肢が当てはまるという回答もみられた。

- ・現行サービスの”継続”には課題はないが、サービスの”向上”には、選択肢全ての課題がある。
- ・現在、チラシ配布とポスター掲示のみなので、そのサービスだけであれば特に課題はないが、さらにサービス拡大を考えると、すべての選択肢があてはまります。

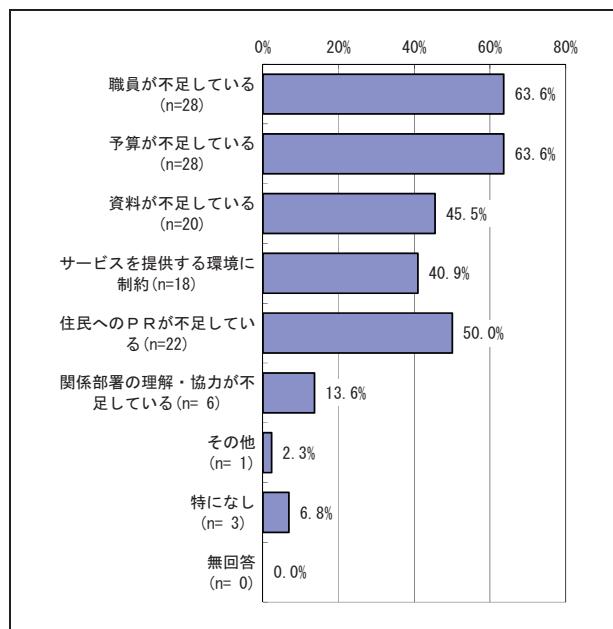


図4.23 図書館の体制に関する課題（都道府県）
調査対象 44（複数回答可）

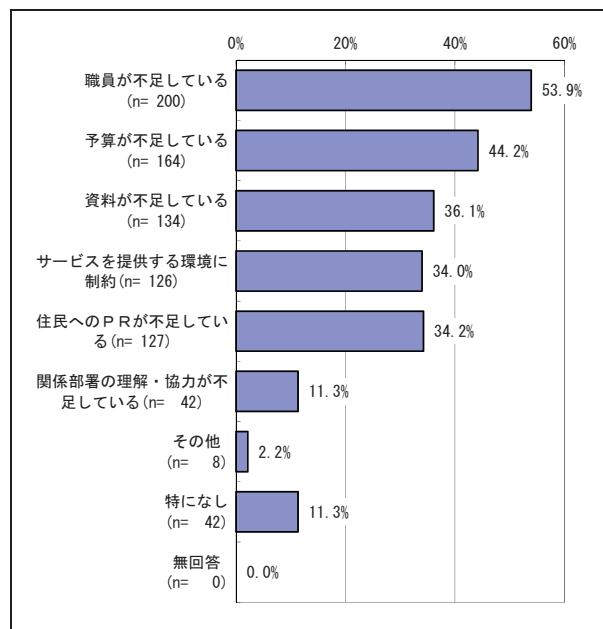


図4.24 図書館の体制に関する課題（市区町村）
調査対象 383（複数回答可）

5 サービスを実施していない図書館

都道府県立図書館では、法律情報関連のサービスを実施していないところは3館だった（図4.25）。それらの図書館は、これまで実施したことではなく、今後も実施する予定がないと回答している（図4.26）。実施しない理由は「職員が不足している」「従来のサービスで対応できている」等が挙げられている（図4.27）。

市区町村立図書館では、過去に実施したことのあるのは17館で、一度も実施したことのない図書館は817館であった（図4.25）。今回調査したサービスの中では未実施館が最も多い。今後の予定については、実施予定が36館であり、予定がないとしたところは395館、「わからない」が476館であった（図4.26）。

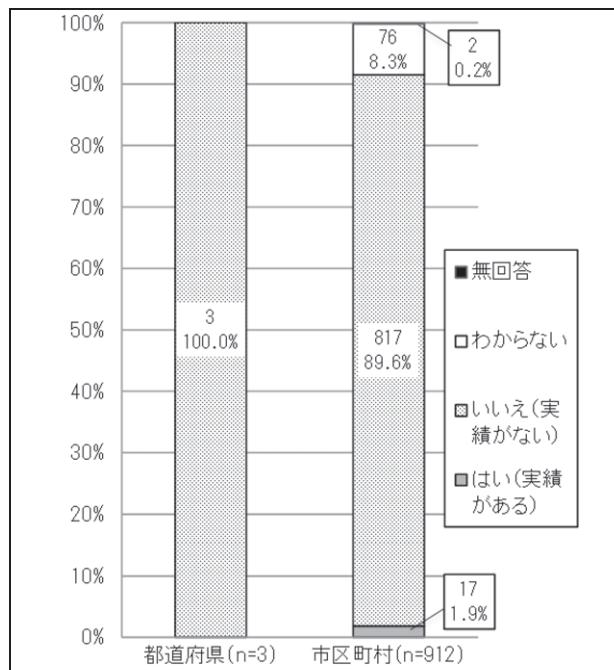


図4.25 過去の実績

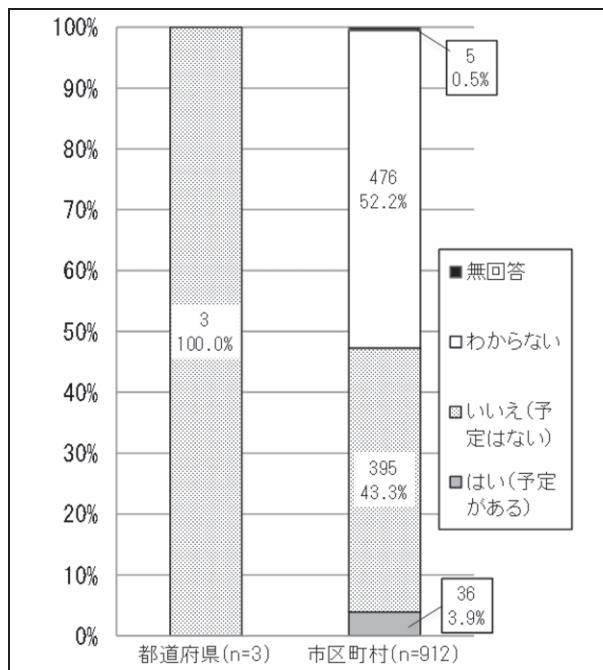


図4.26 今後の実施予定

実施しない理由としては、「職員が不足している」「予算が不足している」「施設・設備等サービスを提供する環境に制約がある」「利用者のニーズがない」が多く挙げられている（図4.28）。「その他」としては、「他部署で取り組んでいる」「職員が不足している」「ニーズを感じない」等が多く挙げられている。また、以下のように規模との関係や運営方針が異なるといった意見もみられた。

- ・小規模な図書館であるため専門書を多くそろえることが困難であるため。
- ・専門職員がいない。県立図書館、政令指定都市等、専門員が配置できる図書館でないと行えない。行ったとしても中途半端なものになってしまう。
- ・当館は、児童（幼児～中学生）サービスを中心として、運営しているため。

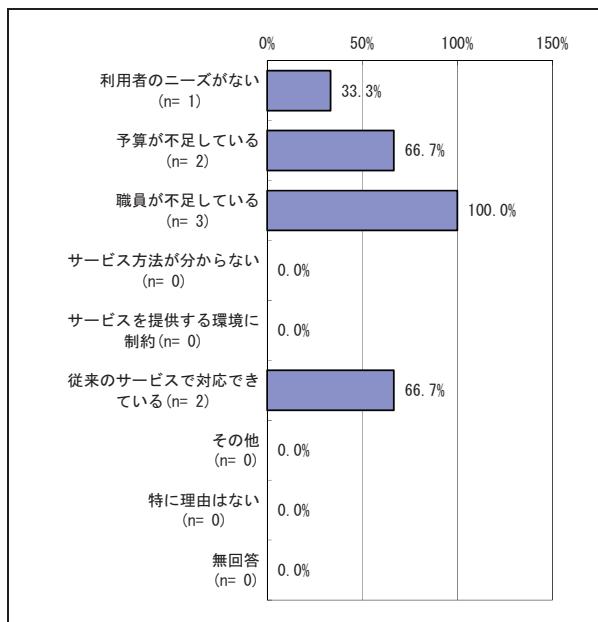


図4.27 実施していない理由（都道府県）

調査対象数 3 (複数回答可)

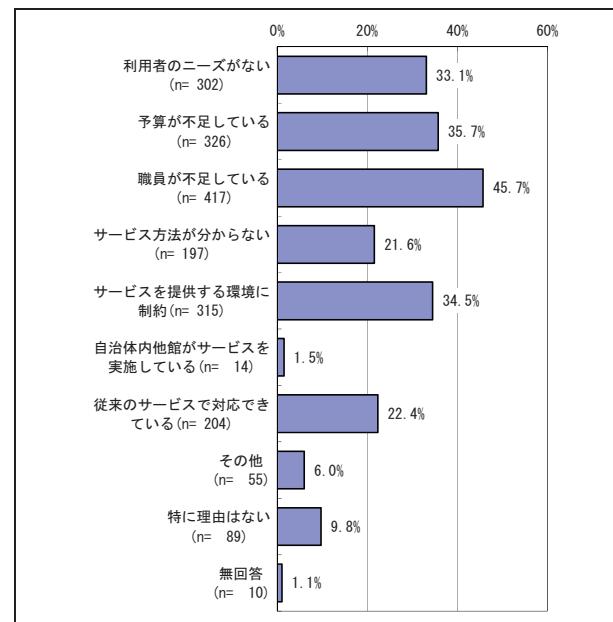


図4.28 実施していない理由（市区町村）

調査対象数 912 (複数回答可)

6 都道府県立図書館による研修

(1) 研修会等の実施

都道府県立図書館による法律情報に関する研修、講演会、実施報告会（以下「研修会等」と呼ぶ）の開催について尋ねた。対象とした期間は2009年度から2013年度までである。研修会等を開催した図書館は14館で、開催したことがない図書館は32館であった（図4.29）。ビジネス情報、健康・医療情報と比較すると実施館数が少ない。

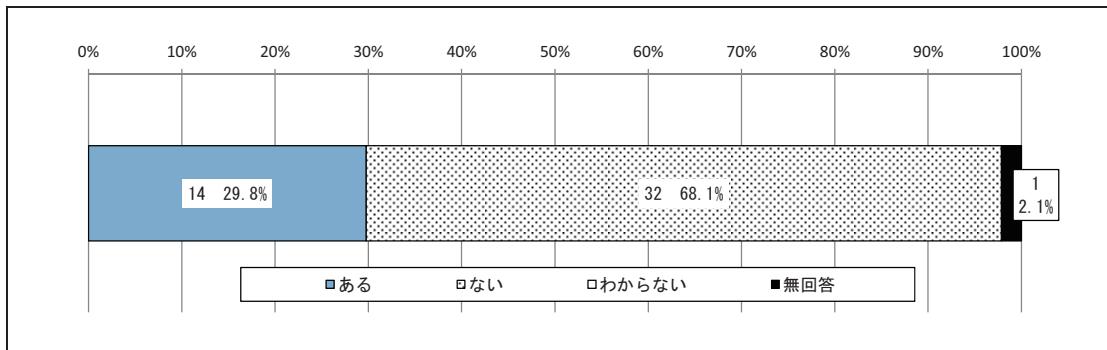


図4.29 研修会等の実施 n=47

(2) 研修等のテーマ・講師

研修のテーマについては「レファレンス」が最も多く、「サービスの概要」が続いている（図4.30）。「その他」としては「法令の調べ方」が挙げられていた。講師については、外部の専門家、自館職員の順番である（図4.31）。その他の講師としては、法テラスや国立国会図書館の職員が挙がっていた。

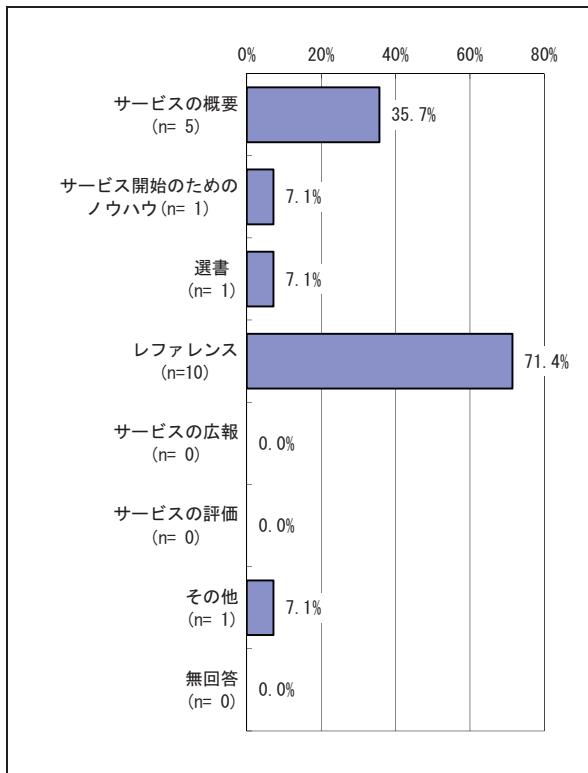


図4.30 研修等テーマ 調査対象数14（複数回答可）

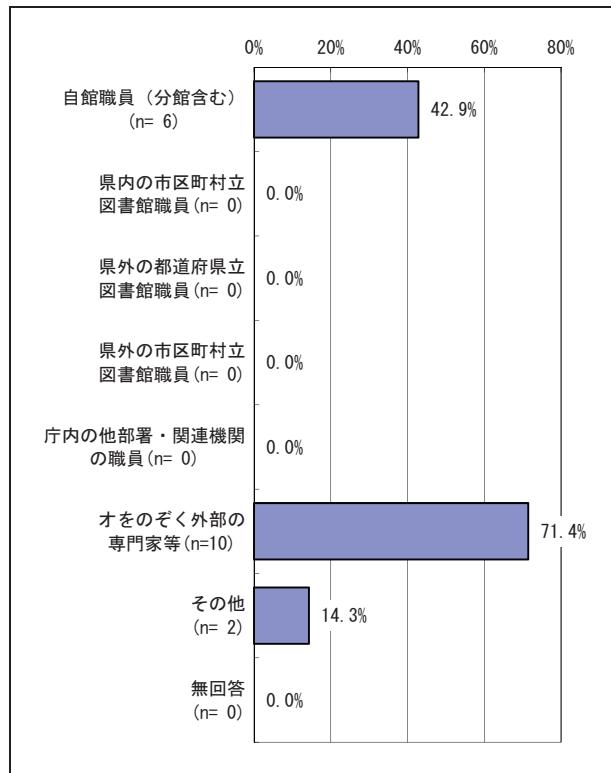


図4.31 研修等講師 調査対象数14（複数回答可）